

電気使用安全月間(8月)について

令和4年7月
産業保安G
電力安全課

1. 電気使用安全月間とは

昭和56年に通商産業省(当時)の主唱の下に、感電死傷事故発生の最も多い8月を電気使用安全月間と定め、関係各団体において自主的に実施している安全運動を集中的に展開することにより、運動をより効果的なものとして広く国民の間に電気使用の安全に関する知識と理解を深め、もって電気事故の防止に資することとして、毎年、様々な取組を実施しています。

2. 経済産業省の取組

(1) 電気保安功労者経済産業大臣表彰

工場、営業所、個人及び団体の4部門について、電気保安の確保において、特に顕著な功績又は功労があったものを表彰することとし、毎年度、8月に表彰式を開催しています。

(2) 電気保安功労者産業保安監督部長表彰

工場、営業所、個人及び団体の4部門について、電気保安の確保において、顕著な功績又は功労があったものを表彰することとし、毎年度、7月～11月にかけて、各産業保安監督部において実施しています。

(3) 産業保安監督部による普及・啓発

関係団体と共催による講習会の開催、関係団体の講習会への後援、講演の実施を行っています。

3. 関係団体の近年の取組事例

(1) 一般社団法人日本電気協会

- ・電気安全の啓発活動を行う内部組織(電気安全全国連絡委員会)の設置
- ・電気使用安全月間ポスター、電気安全パンフレットの作成及び配布
- ・マスメディア等によるPR活動
- ・電気安全に関する講演会、講習会等の開催
- ・学校等公共施設や需要家等の電気設備の点検・指導
- ・電気保安功労者の表彰

(2) 全日本電気工事業工業組合連合会

- ・電気安全に関するポスター及びリーフレットの作成及び配布
- ・各地に電気設備に関する相談所の開設
- ・感震装置・避雷器の取付推進
- ・各地の電気工事(業)工業組合の電気安全啓発キャラバン隊による電気使用安全運動の展開や地域巡回
- ・学齢期(小学生・中学生)を対象にした電気工作教室の開催による電気の安全・重要性PR活動

(3) 一般社団法人日本電設工業協会

- ・ポスター等を活用した電気安全に関する周知及び啓発活動
- ・メルマガ購読者へ「電気使用安全月間」実施について周知
- ・会員企業に対し感電事故防止や設備の重点点検等について注意喚起を実施

(4) 電気保安協会全国連絡会

- ・電気安全に関するポスターの作成及び配布、掲示
- ・チラシやパンフレットを活用した電気の安全な使い方に関する周知活動に加え、マスコミ及びその他広報媒体等を活用した広報活動
- ・電気設備の特別点検や講習会・講演会を開催

(5) 全国電気管理技術者協会連合会

- ・電気安全に関するポスターや波及事故防止等に関するパンフレットの作成及び配布
- ・自家用電気工作物の設置場所を訪問し、感電等の事故防止を重点とした特別点検を実施
- ・電気安全にかかる講演会や講習会等の開催